

と畜場の衛生管理責任者等講習会実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）第7条第5項第3号の規定に基づき、西宮市が行う講習会について定めることとする。

(講習会の実施)

第2条 この講習会は、必要に応じて実施する。

- 2 この講習会の実施に関し必要なことは、食肉衛生検査所長がと畜場の管理者及びと畜業者等にあらかじめ通知する。

(受講対象者)

第3条 この講習会の受講対象者は、と畜場の衛生管理又は獣畜のとさつ若しくは解体の業務に従事し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第7条第1項に定める衛生管理責任者になろうとする者（法第7条第5項第1号及び第2号の該当者は除く）
- (2) 法第10条第1項に定める作業衛生責任者になろうとする者（法第10条第2項の読替えに基づく法第7条第5項第1号及び第2号の該当者は除く）

(実施期間)

第4条 この講習会は、3日以上12日以内開催するものとする。

(科目及び時間)

第5条 この講習会において課する科目及び時間は、別表に定めるとおりとする。

(定員)

第6条 この講習会の定員は1回につき30人以内とする。ただし、食肉衛生検査所長が必要があると認めた場合は、この限りでない。

(受講申込書)

第7条 この講習会を受講しようとする者は、食肉衛生検査所長が別に定める日までに、受講申込書（様式第1号・第2号）に必要事項を記入し、食肉衛生検査所長に提出しなければならない。

(受講修了証)

第8条 この講習会の課程を修了した者に対して、受講修了証（様式第3号・第4号）を交付する。

付則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

別表

科 目	時間数
公衆衛生概論	4時間以上
と畜関係法令	4時間以上
家畜解剖・生理学	2時間以上
家畜内科・病理学	6時間以上
食肉衛生学	6時間以上
関連法令	2時間以上
合 計	24時間以上

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

受講申込書

西宮市長 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

と畜場法第 7 条第 5 項第 3 号の規定に基づく講習会を受講したいので、申し込みます。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

受講申込書

西宮市長 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

と畜場法第10条第2項の規定に基づく講習会を受講したいので、申し込みます。

様式第3号（第8条関係）

第 号

受講修了証

住 所

氏 名

殿

生年月日 年 月 日生

貴殿は、と畜場法第7条第5項第3号の規定に基づく講習会の課程を修了したことを証
します。

年 月 日

西 宮 市 長 印

様式第4号（第8条関係）

第 号

受講修了証

住 所

氏 名

殿

生年月日 年 月 日生

貴殿は、と畜場法第10条第2項の規定に基づく講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

西 宮 市 長 印